●学生健康診断方針

1 健診対象者

健康診断の受診対象者は、以下とする。

- 一 学部学生,大学院学生
- 二 研究生,特別研究学生,聴講生,科目等履修生及び特別聴講学生で,週30時間以上 大学で活動する者

2 健診の種類

- 一 入学時の健康診断
- 二 定期健康診断:学校保健安全法に準拠
- 三 特定業務従事者の健康診断:労働安全衛生法に基づく職員健診に準ずる。
- 四 特殊健康診断 (電離放射線,特化物,有機溶剤): 労働安全衛生法に基づく職員健診 に準ずる。

3 大学院医学系研究科の学生

大学院医学系研究科の学生(博士課程学生(医学系)を含む。以下同じ。)で医師免許を有し診療にも携わっている者は、医学部や医学部附属病院の医師と同じ内容の健康診断を職員と共に受ける。ただし、日本の医師免許をもっていない大学院学生(外国人留学生など)は、総合健康安全センターで学部学生と同様の健康診断を行う。

4 大学院教育学研究科の学生

大学院教育学研究科の学生で現職教員及び教育関係諸機関に勤務する者で職場に在職しながら信州大学で大学院学生として修学する者は、職場の健診結果の提出を求める。

5 大学院医学系研究科及び教育学研究科以外の社会人学生

本学にて実施する健康診断の受診対象とはせず,在職の職場において実施される健診等 を受診することにより,各自で健康管理を行う。

6 胸部レントゲン写真撮影

- 一 学部学生は、1年次生、4年次生及び編入生・留学生など前年に信州大学で胸部レントゲン写真を撮影していない者は必須とする。2年次生及び3年次生は、希望者のみとするが、結核蔓延国に渡航した学生には撮影を強く推奨する。ただし、医学部及び教育学部の学生については、毎年の胸部レントゲン写真撮影を義務づける。
- 二 大学院学生(大学院医学系研究科及び教育学研究科の学生を除く。以下,本項において同じ。)は、1年次生のみを対象に実施する。ただし、入学の前年に胸部レントゲン

写真を含む健診を受けていて異常がない場合は、省略可とする。大学院学生の2年次生 以降は、希望者のみとする。

三 大学院医学系研究科及び教育学研究科の学生については、毎年の胸部レントゲン写 真撮影を義務づける。ただし、本方針4に基づき、職場の健診結果を提出した者は除く。

7 学部特有の健康診断

学部特有の健康診断は、学部の判断と負担で行うこととする。

8 特殊健康診断

- 一 特殊健康診断の意義については、安全教育の一環として指導教員が責任をもって十 分な事前説明を行う。
- 二 深夜業や病原性微生物を扱う学生にも特定業務従事者健診を実施するが、これらの 学生に対しては、指導教員が責任をもって健診受診を勧奨する。

9 外国人留学生

- 一 本学に2週間以上滞在する研究生,特別研究学生,聴講生,科目等履修生及び特別聴講学生を含む全ての外国人留学生は,入学前に総合健康安全センター規定の診断書を提出する。なお,提出方法等は別に定める。
- 二 外国人留学生に対しては、健康診断の意義を入学時のオリエンテーションで十分説明する。
- 三 外国人留学生には、日本の学部学生と同じ健康診断を実施する。

10 研究生、特別研究学生、聴講生、科目等履修生及び特別聴講学生

研究生,特別研究学生,聴講生,科目等履修生及び特別聴講学生で週30時間以上大学において活動する者については、学部学生と同様の胸部レントゲン写真を含む健康診断を実施する。ただし、大学で実施する健康診断を受けられない場合は、入学前6か月以内に胸部レントゲン写真を含む英文又は日本語の健康診断書の提出を求める。

附則

この方針は、平成 19 年 10 月 1 日から実施する。 附 則

この方針は、令和元年6月13日から実施する。

●学生健康診断方針9の一に定める,外国人留学生が提出を要する健康診断書について

診断書様式 別添 (PDF)

提出方法及び提出先

1 研究生,特別研究学生,聴講生,科目等履修生及び特別聴講学生を含む全ての外国人留学生(但し,交換留学生,短期留学生は除く)

受入れ時,受入れ学部・研究科の学務担当部署経由で最寄りの各キャンパスの総合健康安全センター保健室又は松本キャンパスの総合健康安全センター事務室へ提出願います。

2 交換留学生, 短期留学生

受入れ時、グローバル化推進センター経由で松本キャンパスの総合健康安全センター保健室又は同センター事務室へ提出願います。